

「河川除草等作業委託（北区衣笠氷室町）」仕様書

（担当：松尾、酒井 TEL075-492-3111）

1 件名

河川除草等作業委託（北区衣笠氷室町）

2 目的及び概要

普通河川宇多川の水路内において、雑草が繁茂し、市民生活の支障となっているため除草作業及び清掃をするものである。

3 期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市北区衣笠氷室町 地内

5 業務内容等（業務の範囲は、位置図及び別添写真の赤色部分）

- ・ 範囲内における除草及びゴミ清掃。
- ・ 発生材の運搬処分。

6 支払条件

業務完了後、範囲において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、作業箇所ごとに、着手前、完成写真、業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材については、適切に処分すること。
- ・ 発生材は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。

- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・ 必ず業務範囲や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

位置図



写真（令和 8 年 6 月撮影）

